

入力代行サービス利用規約

(適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、PG マルチペイメントサービスを利用する場合のオプション機能である入力代行サービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めによる。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 本対象文書 代金等の決済方法を実行するために、買主が甲に対して提出するクレジット払い依頼書、口座振替依頼書その他のPGが定める文書

(入力代行サービスに関する本サービスの内容)

第3条 入力代行サービスの内容は、以下のとおりとする。

- (1) 買主から提出された本対象文書をPGが受領した場合に、本対象文書の記載内容を、PG所定のデータフォーマットにより入力作業を行うこと
(2) 入力された本対象文書の記載内容（以下「入力データ」という）を、PG所定のシステムに登録すること
(3) その他前二号に付随し又は関連するサービスとしてPGが定めるサービス

(入力代行サービスに関する本サービスの利用)

第4条 甲が入力代行サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等をPGに提出した後、入力代行サービスを利用可能な店舗として甲が登録された旨の通知及び入力代行サービスの提供開始日の通知の双方をPGから受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、入力代行サービスが本サービスに追加される。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、入力代行サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。

(入力代行サービスの利用の対価)

第5条 甲は、入力代行サービスの利用の対価として、本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額をPGに支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

(本対象文書の返却)

第6条 PGは、PG所定のシステムに入力データを登録した後、本対象文書を甲に返却するものとする。

(免責に関する特則)

第7条 PGは、本対象文書の記載内容に不足、解読不能その他の入力作業に支障をきたす事由が存在する場合、PG所定の方法により返却又は代替文字による入力作業を行うものとし、当該事由の存在により生じた甲の損害について一切の責任を負わない。

以上